

診療記録（カルテ）開示について

当院では、インフォームド・コンセントの理念や個人情報保護の考え方を踏まえ、医療従事者等と患者等とのより良い信頼関係を構築することを目的として、診療情報の提供を行っています。

診療記録の開示申請に応じて、院内規程に基づき診療記録の開示を行います。申請される方は「受付窓口」までお問い合わせください。

1. 開示申請できる方

原則、患者本人による申請となります。ただし下記に該当される方は、必要な要件を満たした場合に限り申請することができます。

- ・患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人
- ・診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- ・患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- ・患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者
- ・患者本人が死亡されている場合の遺族（配偶者・子・父母及びこれに準ずる者）

2. 開示申請の方法

「診療記録開示申請書」に必要事項をご記入のうえ、下記の書類とあわせてご提出ください。その他、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

開示請求者	本人・身元確認、患者との関係を確認する書類
①患者本人	・身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)
②ご親族	・申請者の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等) ・患者本人との関係を証明できる書類（戸籍謄本・住民票等） ・委任状もしくは同意書（任意書式）
③ご遺族	・申請者の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等) ・患者本人との関係を証明できる書類（患者本人の除籍謄本等） ・委任状もしくは同意書（任意書式）
④法定代理人又は任意後見人	・申請者の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等) ・患者本人の身分証明書（上記同） ・法定代理人又は任意後見人等であることを確認できる書類 (登記事項証明書・公正証書等) ・委任状もしくは同意書（任意書式）
⑤弁護士	・申請者の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等) ・患者又は委任したご親族等の身分証明書 ・弁護士身分証 ・委任状もしくは同意書（任意書式）

3. 開示までの期間

3～4週間程度お時間をいただきます。

ご用意できましたら電話にてご連絡いたしますので、受付時間内にお越しください。【手続き可能な受付時間】 平日 9:00～16:30

4. 開示に係る費用等（税込）

開示に係る費用は、

- ・書面（媒体）による提供の場合は①に②を加えた額
 - ・面談（口頭）による提供の場合は①に③を加えた額（書面等の提供がある場合は②を加える）
- となります。

①開示請求手数料	1件につき 5,500円
②開示実施手数料	・診療記録の複写 白黒（A4版）1枚につき 30円 ・X線写真（画像）CD 1枚につき 2,200円
③医師からの口頭説明	30分につき 5,500円（最長1時間以内）

なお、申請書受理後、下記の理由により非開示又は部分開示となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。また法定保存年限を超えたものについては、破棄済みで存在しないものがあります。

- ・診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき
- ・診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき
- ・その他、院内での検討の結果、開示することが適当でないと認める相当の理由があるとき